

地域振興施設立地検討調査業務委託プロポーザル実施要項

一宮市（以下「本市」という。）では、地域振興施設立地検討調査業務委託（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、プロポーザル方式により、本市にとって最も優れた提案を行った者（以下「最優秀提案者」という。）を選定するため、本要項に基づき提案の募集を行うものである。

1 目的

本市内では、「名岐道路」の早期事業化に向けた都市計画決定・環境影響評価の手続き、「新濃尾大橋(仮称)」の2025年度開通に向けた整備、名神高速道路尾張一宮パーキングエリアを優先検討箇所とした「スマートインターチェンジ」の設置検討など、幹線道路のネットワーク強化や高速道路の利便性向上に資するプロジェクトが進められている。

2024年3月に「一宮市都市計画マスタープラン（以下「市マスタープラン」という。）」を改定し、土地利用の方針において、広域的な交通利用が見込める道路の沿道では、道路利用者と地域住民の利便性の確保や地域活性化の拠点となる農産物等の直売所・道の駅などの立地の検討を追記している。

このような背景をもとに、人口減少、少子・超高齢社会などの社会情勢を踏まえた多角的な観点から調査・検討を行い、新たな地域活性化の拠点となり得る地域振興施設の実現可能性の検証を行うとともに、最適な候補地区案、導入機能・施設案を選定するものである。

2 委託業務の内容等

(1) 委託業務名

地域振興施設立地検討調査業務委託

(2) 業務内容

別紙「地域振興施設立地検討調査業務委託 特記仕様書(案)」(以下「仕様書」という。)のとおりとする。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から2025(令和7)年3月21日(金)まで

(4) 限度額

金11,512,000円(消費税及び地方消費税等を含む)

なお、上記金額は、2024(令和6)年度予算額であり、この金額で契約を約束するものではない。

(5) 契約方法

随意契約

3 プロポーザルの参加資格

次に掲げるすべての条件を満たしている者とする。

なお、本業務におけるプロポーザル方式による手続きへの参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、単体企業とし、設計共同体は認めないものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (3) 令和6・7年度入札参加資格者名簿(工事・コンサル)の業種名「都市計画及び地方計画」に登録されている者で、地域区分が「県内」、「名古屋」又は「市内」であること。
- (4) 本要項に基づくプロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)の手続き開始の日から本要項「6 企画提案書等」の規定に基づく企画提案書等(以下「企画提案書等」という。)の提出日までの期間において、一宮市建設工事等請負業者指名停止措置等に関する要領(平成13年4月1日制定)に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 本プロポーザルの手続き開始の日から企画提案書等の提出日までの期間において、「一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書」(平成24年12月18日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結。以下「暴力団排除合意書」という。)に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (6) 国税、都道府県税、市税を滞納している者でないこと。
- (7) 過去10年間に於いて、次に掲げる同種業務又は類似業務の実績(元請に限る。)を有する者であること。
 - ・同種業務：道の駅に関する適地選定や導入機能検討を含む基本構想又は基本計画策定業務
 - ・類似業務：地域振興施設に関する基本構想又は基本計画策定その他調査、検討、設計に関する業務なお、配置する管理技術者等については、仕様書第6条の資格及び実績を有するものを配置すること。
- (8) ISO9001(品質管理システム)の認証を受けている者であること。

4 最優秀提案者等の選定

- (1) 本市が設置した地域振興施設立地検討調査業務審査評価委員会(以下「審査評価委員会」という。)は、参加希望者が提出する本要項「5 参加表明書等」の提出書類を審査し、企画提案書等を提出する者(以下「提案者」という。)を選定するものとする。なお、提案者の選定にあたっては、本要項「3 プロポーザル参加資格」について審査するが、次のいずれかに該当するときは、選定しないものとする。
 - ① 定められた提出方法、提出先又は提出期限に適合しないとき。
 - ② 参加表明書等に虚偽の内容が記載されているとき。
 - ③ 本要項、仕様書等で定める事項に適合しないとき。
 - ④ 不正行為や不正工作があったと認められるとき。
 - ⑤ その他審査評価委員会が不相当と認めるとき。
- (2) 提案者は、企画提案書等を提出するとともにプレゼンテーションを行うものとする。審査評価委員会は、参加表明書等の評価点数に加え、プレゼンテーション及びヒアリングを踏まえ別表(評価項目、評価基準及び配点)に基づき企画提案書等を審査し、評点した評価点数の合

計が最も高い提案をした最優秀提案者及び2番目に高い次点提案者を選定するものとする。

5 参加表明書等

参加希望者は、次のとおり参加表明書等を提出するものとする。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 会社概要書（様式2-1, 2-2）

会社名（名称又は商号）、代表者氏名、本社所在地、事業内容、社員数、資本金、直近の事業年度総売上高、参加資格の適否、会社の業務実績など必要事項を記載し、以下に示す書類を提出するものとする。

ア 印鑑証明書（受付日前3カ月以内に発行されたもの）

イ 登記事項証明書（商業・法人登記：現在事項全部証明書、受付日前3カ月以内に発行されたもの）

ウ 納税証明書等（国税、県税、市税において未納がないこと。直近1年分）

- ③ 配置予定技術者（様式3-1, 3-2, 3-3）

本業務に配置予定の技術者（管理技術者、照査技術者、主たる担当技術者）に関し、次の項目について記載するものとする。

ア 所属

イ 氏名

ウ 生年月日

エ 担当予定の業務内容

オ 実務年数

カ 保有資格

キ 業務実績

ク 履行中の業務（管理技術者のみ記載）

- ④ 業務の実施体制（様式4）

配置予定技術者の責任や役割等業務実施に関する体制等を記載するものとする。

(2) 提出部数

参加表明書等の提出部数は、①から④を各2部（正本1部、副本1部）とする。

(3) 受付期間及び受付時間

- ① 受付期間

2024年5月7日（火）から2024年5月16日（木）必着（郵送含む）※行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。

- ② 受付時間

午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

(4) 提出手続き

- ① 提出先
本要項「1 3 担当窓口(事務局)」とする。
- ② 提出方法
直接持参又は郵送による提出とする。
※ 郵送の場合は、必ず「簡易書留」、「特定記録」など配達記録が残る方法とする。
なお、送付物の到達確認を本要項「1 3 担当窓口(事務局)」に電話にて行うこと。
- (5) 共通項目
 - ① 各様式は、A 4 判とし、記載文字(図表等の文字は除く)は 1 1 ポイント以上とすること。
 - ② 各様式の項目で記入事項がないときは、空欄とせず「なし」を記入すること。
 - ③ 各様式の注意欄に枚数の指定がないものは、複数枚とすることも可。

6 企画提案書等

提案者選定結果通知書(様式 5 - 1)により提案者として通知を受けた者は、次のとおり企画提案書等を提出するものとする。

- (1) 提出書類
 - ① 見積書(様式 6)
 - ア 提案者は、作成した企画提案書(任意様式)を踏まえ、必要な経費を算出し、内訳書(任意様式)を添えて見積書を提出すること。
 - イ 内訳書には、直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費等、消費税及び地方消費税の額並びに合計額を記載すること。
 - ウ 委託積算の参考とするため、再見積を依頼したときは協力すること。
 - ② 業務の実施方針(任意様式、A 4 判 1 頁以内)
業務目的や条件等を整理した実施方針を記載するものとする。
 - ③ 業務工程表(任意様式、A 4 判 1 頁以内)
実施方針に基づく業務手順を踏まえた業務工程表を作成するものとする。
 - ④ 企画提案書(任意様式、A 4 判 4 頁以内又は A 3 判 2 頁以内)
本業務に関する企画提案は、次に掲げるテーマについて、明瞭かつ簡潔に作成し、図面等を添付する場合は、鮮明なものとなるように配慮するものとする。ただし、会社名や配置予定技術者等が特定できる表現をしないものとする。
 テーマ 1 : 地域振興施設(道の駅等)の適地選定について
 本市の地理的条件や特色、市マスタープランのほか交通特性等の基本条件などを整理した適地選定のポイント
 テーマ 2 : 地域活性化の拠点となり得る機能・施設について
 物流、子育て、防災などの具体的な施設、イメージ、方針等
- (2) 提出部数
企画提案書等の提出部数は、各 6 部とし、電子データも CD-R 又は DVD で 1 枚提出する。
- (3) 受付期間及び受付時間

- ① 受付期間
2024年5月21日（火）から2024年6月14日（金）必着（郵送含む）
※休日を除く。
- ② 受付時間
午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで
- (4) 提出手続き
 - ① 提出先
本要項「13 担当窓口(事務局)」とする。
 - ② 提出方法
直接持参又は郵送による提出とする。
※郵送の場合は、必ず「簡易書留」、「特定記録」など配達記録が残る方法とする。
なお、送付物の到達確認を本要項「13 担当窓口(事務局)」に電話にて行うこと。
- (5) 共通事項
 - ① 各様式は、A4判（「④ 企画提案書」は、A3判も可とする。）とし、記載文字（図表等の文字は除く）は、11ポイント以上とすること。
 - ② 各様式の項目で記入事項がないときは、空欄とせず「なし」を記入すること。
 - ③ 提出書類のデータ形式は、Word 又は PDF とする。ただし、「④ 企画提案書」は PowerPoint 又は PDF とする。
- (6) 企画提案書等のプレゼンテーション及びヒアリング
企画提案書等のプレゼンテーション及びヒアリングは、次のとおり行うものとする。ただし、会社名や配置予定技術者等が特定できる表現をしないものとする。
 - ① プレゼンテーション及びヒアリングは、2024年6月24日（月）を予定しており、詳細な時間、場所、説明時間等は、プレゼンテーションを行う提案者に別途通知する。
 - ② 説明者は、業務の実施体制（様式4）に記載された配置予定技術者3名までとする。
 - ③ プレゼンテーションの順番は、提案書の提出順とする。
 - ④ プレゼンテーション及びヒアリングに使用する資料は、提出した業務の実施方針（任意様式）、業務工程表（任意様式）及び企画提案書（任意様式）の内容のみとし、追加資料の配付、説明は原則不可とする。
 - ⑤ パソコン等を使用して説明するときは、スクリーン、プロジェクター、延長コードは、本市で準備するが、パソコン（付属品を含む）のほか必要なものは、提案者が用意するものとする。

7 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査、評価は、次のとおり行うものとする。

- (1) 見積書
見積書の妥当性について、審査を行うものとする。
- (2) 業務の実施方針、業務工程表及び企画提案（プレゼンテーション、ヒアリング）

業務の実施方針、業務工程表及び企画提案事項について、別表（評価項目、評価基準及び配点）の評価項目4に基づき審査を行い、評点するものとする。

(3) 選定基準等

- ① 参加表明書等について、別表（評価項目、評価基準及び配点）の評価項目1から3に基づき審査を行い、その評価点数及び企画提案書等の審査の評価点数の合計が最も高い提案をした者を最優秀提案者とし、2番目に高い者を次点提案者として選定する。ただし、審査評価委員会において、一定の基準に満たないと判断されたときは、最優秀提案者及び次点提案者として選定されない。
- ② 最高得点者が複数の場合は、別表（評価項目、評価基準及び配点）の評価項目4の評価点数の合計が最も高い者を最優秀提案者として選定する。その項目も同点だった場合は、見積金額が低い者を最優秀提案者として選定する。
- ③ 提案者が1者の場合においても、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、各評価項目の基準に基づき審査評価委員会にて審査し、その提案内容が優れていると認められた場合は、その提案者を最優秀提案者として選定する。

(4) 無効となる提案等

次のいずれかに該当したときは、審査対象外となり無効とする。

- ① プロポーザル参加資格を満たさないとき。
- ② 定められた提出方法、提出先又は提出期限に適合しないとき。
- ③ 参加表明書等、企画提案書等に虚偽の内容が記載されているとき。
- ④ 本要項、仕様書等で定める事項に適合しないとき。
- ⑤ 企画提案見積金額が不相当と認めるとき。
- ⑥ 不正行為や不正工作があったと認められるとき。
- ⑦ その他審査評価委員会が不相当と認めるとき。

8 要項等に関する質問

本要項、仕様書に関する質問については、質問書（様式7）に質問の内容を記載し、電子メールで提出するものとする。なお、電子メールについては、開封確認による送信するか、又は本要領「13 担当窓口（事務局）」に電話にて到達確認を行うものとする。

また、本要項、仕様書に関する質問及び回答については、本市公式ウェブサイト公表するものとし、個別の回答は行わないものとする。

(1) 提出期間

2024年5月7日（火）から2024年6月6日（木）まで

(2) 提出先

本要項「13 担当窓口(事務局)」とする。

(3) 回答期限

質問書（様式7）提出の翌日から起算して7日以内(休日を除く)

※ 質問は本要項、仕様書の範囲内に限る。

9 審査結果

(1) 結果通知

審査結果については、参加表明書を提出した参加希望者（以下「参加者」という。）及び提案者に書面及び電子メール（様式5-1,5-2,8-1,8-2,8-3）にて、参加表明書記載の連絡先に通知するものとする。

(2) 非選定の理由

(1)のうち、提案者又は最優秀提案者に選定されなかった者は、次のとおり一宮市長に対して、非選定理由の説明を書面にて求めることができるものとする。

① 提案者として選定されなかった場合（様式5-2により通知を受けた者）

提出期間：通知を受けた日の翌日から2024年5月28日（火）まで

※休日を除く。

提出時間：午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

② 最優秀提案者に選定されなかった場合（様式8-2,8-3により通知を受けた者）

提出期間：通知を受けた日の翌日から2024年7月5日（金）まで

※休日を除く。

提出時間：午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

③ 提出先

本要項「13 担当窓口(事務局)」とする。

(3) 非選定理由の説明に対する回答

回答は、説明を求める書面の提出期限の翌日から起算して5日以内（休日を除く）に書面により行うものとする。

10 契約

(1) 審査評価委員会によって選定された最優秀提案者は、本業務の契約に係る交渉権者（以下「交渉権者」という。）となり、本業務の契約に関する諸条件等について本市と協議を行い、協議が成立した場合、本市と契約を締結し事業者（以下「委託事業者」という。）となるものとする。

(2) 本業務における契約において、最優秀提案者との協議が不調となったとき、又は最優秀提案者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となったときは、次点提案者が交渉権者となり、協議を行うものとする。

① 「3 プロポーザルの参加資格」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき。

② 提案内容が無効となったとき。

③ その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められたとき。

(3) 業務計画書については、交渉権者が提出した企画提案書等を基に、本市との協議を経て作成するものとする。

(4) 全ての提案事項について契約を保証するものではなく、企画提案書等について本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、本市と交渉権者との協議により、契約締結段階において項目の追加、変更又は削除を行うことができるものとする。

(5) 契約締結後であっても、次のいずれかに該当する場合には契約を解除し、委託事業者を変

更することができるものとする。

- ① 企画提案書等に虚偽の記載があることが明らかになった場合。
- ② 委託事業者に重大な瑕疵がある場合。
- ③ 本業務履行の意思が認められない場合。
- ④ 本業務履行の能力がないと認められた場合。
- ⑤ その他契約を継続するに耐えない事情がある場合。

11 その他

- (1) 参加者は、複数の企画提案をすることはできないものとする。
- (2) 参加表明書等及び企画提案書等の作成等に要した費用は、参加者（提案者）の負担とする。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正又は変更は、原則として認めないものとする。
- (4) 企画提案書等について、情報公開請求があった場合は、「一宮市情報公開条例（平成12年条例第33号）」に基づき、公開することができるものとする。
- (5) 企画提案書等は、評価を行う作業に必要な範囲において、複製することができるものとする。
- (6) 企画提案書等は、返却しないものとする。
- (7) 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに企画提案書等の内容を無償で使用できるものとする。
- (8) 企画提案書等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (9) 委託事業者は、本業務の処理を他に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、本市の承諾を得たときは、この限りではない。
- (10) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (11) 本プロポーザルにて電子メール等の通信事故が起きた場合について、本市は一切の責めを負わないものとする。
- (12) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合、交渉権者は、本市に報告するとともに警察へ被害届を提出するものとする。これを怠った場合は、原則として契約を締結しないものとし、本市は一切の責めを負わないものとする。
- (13) 契約を締結するまでの間に、交渉権者が指名停止又はこれに準ずる措置を受けた場合及び「暴力団排除合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。この場合、本市は一切の責めを負わないものとする。
- (14) 参加表明書等を提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式9）を本要項「13 担当窓口(事務局)」に提出するものとする。
 - ※ 持参の場合は、休日を除く午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとする。
 - ※ 郵送の場合は、必ず「簡易書留」、「特定記録」など配達記録が残る方法とする。

(15) 本要項に関する事前説明会は行わないものとする。

1.2 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは次のとおりとする。

日程 (予定)	項目
2024年 5月 7日 (火) から 2024年 6月14日 (金) まで	本要項等配布期間 ※本市公式ウェブサイトにて公表
2024年 5月 7日 (火) 午前9時から 2024年 5月16日 (木) 午後5時まで	参加表明書等受付期間
2024年 5月 7日 (火) 午前9時から 2024年 6月 6日 (木) 午後5時まで	質問書受付期間
2024年 5月21日 (火)	提案者選定結果の通知・企画提案書等の提出依頼
2024年 5月21日 (火) 午前9時から 2024年 6月14日 (金) 午後5時まで	企画提案書等提出期間
2024年 6月24日 (月)	プレゼンテーション及びヒアリング
2024年 6月28日 (金)	審査結果通知
2024年 7月上旬	契約締結

1.3 担当窓口 (事務局)

一宮市役所本庁舎8階 まちづくり部都市計画課 都市計画・広域事業グループ

〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号

TEL : (0586)28-8632

FAX:(0586)73-9218

電子メール : tokei@city.ichinomiya.lg.jp

以上

別表 評価項目、評価基準及び配点

評価項目	評価項目の着目点		配点	評価基準		
1 企業の経験（業務実績）	会社	2014年度以降（過去10年間）に完了し、引渡しが済んでいる同種又は類似の業務実績	4	同種の業務実績を3件以上有する 同種の業務実績を1件以上3件未満有する 類似の業務実績を有する		
2 配置予定技術者の能力及び経験（資格・業務実績等）	管理技術者	技術者が有する技術者資格及びその専門分野の内容	5	技術士【総合技術監理部門】（建設—都市及び地方計画）又は【建設部門】（都市及び地方計画）を有する RCCM（都市計画及び地方計画）又は認定都市プランナーを有する		
		2014年度以降（過去10年間）に完了し、引渡しが済んでいる同種又は類似の業務実績	10	同種の業務実績を3件以上有し、かつ、管理技術者としての従事実績がある 同種の業務実績を3件以上有する 同種の業務実績を3件未満有する 類似の業務実績を有する		
		業務の繁忙度（2024年6月末現在の手持ち業務）	3	3件未満 3件以上7件未満 7件以上		
	担当技術者	技術者が有する技術者資格及びその専門分野の内容 （主たる担当技術者について評価を行う）	5	技術士【総合技術監理部門】（建設—都市及び地方計画）又は【建設部門】（都市及び地方計画）を有する RCCM（都市計画及び地方計画）又は認定都市プランナーを有する 上記以外		
		2014年度以降（過去10年間）に完了し、引渡しが済んでいる同種又は類似の業務実績 （主たる担当技術者について評価を行う）	5	同種の業務実績を3件以上有する 同種の業務実績を3件未満有する 類似の業務実績を有する		
3 業務実施体制	迅速性 機動性	配置予定技術者の複数従事体制	3	本業務に従事できる担当技術者を3名以上配置できる 本業務に従事できる担当技術者を2名配置できる 本業務に従事できる担当技術者を2名配置できない		
合 計			35			
4 業務実施方針 及び企画提案	1. 業務の実施方針・工程表		15	〔①業務理解度〕 ・仕様書を踏まえ、本業務の目的、内容の理解度が高く、的確な実施方針が示されている場合、優位に評価する。 ・本市の地理的条件や特色、上位・関連計画、交通特性等の基本条件等による現状分析について、適切に方針が示されている場合、優位に評価する。 〔②実施手順〕 ・業務実施手順を示す実施フロー及び工程表の妥当性が高い場合、優位に評価する。 ・業務実施体制を踏まえ、適切な人員配置のもと、効率的かつ実現性が高い作業工程が示されている場合、優位に評価する。 〔③留意点や課題とその対応策〕 ・業務実施上の留意点や課題を明確にし、その対応策や調査・検討手法に関する内容の妥当性が高い場合、優位に評価する。 ・経験や専門的知識を活かした実効性の高い対応策等が記載されている場合、優位に評価する。 〔④その他〕 ・（加点項目）業務の特性を踏まえた実施方針に関する創意工夫や独自性があり、本業務における実現性が高い場合、優位に評価する。		
				2-1. 企画提案【特定テーマ1】 地域振興施設（道の駅等）の適地選定について ※本市の地理的条件や特色、市マスタープランのほか交通特性等の基本条件などを整理した適地選定のポイント	20	〔①的確性〕 ・高速道路その他主要な幹線道路の交通状況（交通量等）や現在計画中又は事業中の道路事業等を整理し、本市における道路ネットワークの交通特性、交通アクセスの実態を把握する具体的な手法が示されている場合、優位に評価する。 ・候補地区の抽出、適地選定の手法やプロセスが整理されており、比較検討項目等について、具体的な提案がある場合、優位に評価する。 〔②実現性〕 ・提案内容に説得力があり、実現性が高い場合、優位に評価する。 ・提案内容の実現性を裏付ける実績、専門的見地などが明示されている場合、優位に評価する。 〔③独創性〕（加点項目） ・他提案事業者と比べ、独自性の高い提案または先進的な提案があり、適地選定や導入機能検討にあたって有効と認められる場合、優位に評価する
						20
	3. 企画提案【自由テーマ】 その他、本業務の円滑な履行及び成果の品質向上のため、仕様書に定める内容以上の追加調査・検討や取り組み等の自由提案について	10	〔①加点項目〕 ・本業務の履行及び成果の品質向上のため、効果的かつ実現性の高い提案がある場合、優位に評価する			
合 計			65			
総 合 計			100			